

阿賀町水道事業会計に係る横領事件についての報告

令和5年5月29日に発覚した、阿賀町職員（令和5年6月21日懲戒免職。以下「元職員」という。）による水道事業会計横領事件の概要について報告します。

1 事件の概要

- (1)着服期間 平成24年10月～令和5年3月（10年6か月）
(2)着服回数 191回
(3)着服金額 66,963,277円
(4)着服金の使途 日常の生活費として消費（本人に対する聞き取りによる）
(5)着服の方法 ほぼ毎月数回、小切手を銀行の窓口で現金化し、着服を繰り返した。
(6)隠ぺい方法 水道事業会計が建設課内で完結する仕組みの中で、会計を担当する元職員は、銀行から届く預金受払報告書（日報）の預金残高欄に、自らが着服した金額を上乗せして偽造し、上司への報告及び監査報告に使用した。
(7)管理体制 建設課長は、職務である水道事業会計の預金通帳、小切手帳、公印の管理、通帳の残高確認等をせず、会計処理のすべてを元職員一人に任せていた。

2 これまでの経過

月 日	概 要
5月29日(月)	・元職員から「公金6,600万円を着服した」と総務課長に申し出 ・副町長をトップとする調査チームを立ち上げ
5月30日(火)	・本人申し出に近い額の使途不明金を確認するものの、正確な着服金額を特定するため調査を継続して実施
5月31日(水)	・元職員から聞き取り ・元職員から6,600万円を返済したいとの申し出
6月1日(木)	・元職員からの「詫び状」を受領 ・元職員の親族から、町の口座に6,600万円の入金を確認
6月3日(土)	・記者会見(報道発表)
6月12日(月)	・阿賀町職員分限及び懲戒等審査委員会（1回目） 事件概要の確認と元職員の処分案を協議
6月13日(火)	・着服金額を66,963,277円と特定

6月16日(金)	・元職員の上司の職にあった管理職員の聞き取り
	・阿賀町職員分限及び懲戒等審査委員会（2回目） 着服が行われていた期間中の、元職員の上司の職にあった管理職員の処分案を協議
6月20日(火)	・阿賀町職員分限及び懲戒等審査委員会（3回目） ・元職員とその代理人弁護士同席の元、着服金額を確定 ・元職員及び元職員の上司の職にあった管理職員等の懲戒処分案を最終協議
6月21日(水)	・元職員及び上司の職にあった管理職員等を懲戒処分
	・阿賀町議会6月第1回会議 町長の給料減額のための改正条例可決
	・報道発表
6月22日(木)	・元職員の親族から町の口座に、963,277円の入金を確認 これにより着服金額の全額弁済完了
6月26日(月)	・監査委員による例月出納検査に、 預金受払報告書（日報）の原本等を提示し、横領の被害額と預金残高を報告

3 元職員及び当時の管理職員等の懲戒処分

(1)元職員について

氏名	庄司 理恵
年齢	45歳
職名	主任
処分内容	免職
処分年月日	令和5年6月21日
処分理由	平成24年10月から令和5年3月まで、担当する阿賀町水道事業会計における公金66,963,277円を横領し、その事実が発覚しないよう、公文書を改ざんして、上司に虚偽の報告を繰り返し行った。 このことは極めて重大な非違行為で、社会的影響も非常に大きく、法令を遵守し全体の奉仕者たるべき公務員としてあるまじき行為であり、町及び町職員の信用を著しく失墜させた。 以上のことから、阿賀町職員の懲戒処分に関する基準「横領」及び「虚偽報告」に該当するものとして、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号により標記の処分とした。

(2) 管理職員等について

職名（関係した当時の最上位職）	処分内容
建設課長の職にあった者	減給 10 分の 1（3 か月）
建設課長補佐の職にあった者①	減給 10 分の 1（2 か月）
建設課長補佐の職にあった者②	減給 10 分の 1（2 か月）
建設課長補佐の職にあった者③	減給 10 分の 1（1 か月）
建設課上下水道係長の職にあった者①	減給 10 分の 1（2 か月）
建設課上下水道係長の職にあった者②	減給 10 分の 1（1 か月）
建設課上下水道係長の職にあった者③	減給 10 分の 1（1 か月）
処分年月日	令和 5 年 6 月 2 1 日
処分理由	上記 7 人は、職員一人に会計処理を任せ、長期に渡り多額の公金横領を防ぐことができず、本事案を防止するための指導、監督等を怠っていた。 以上のことから、阿賀町職員の懲戒処分に関する基準「指導監督不適正」に該当するものとして、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号により標記の処分とした。

※法令上、既に退職した職員を処分することはできません。

4 特別職の給料減額措置

町長は自らの責任を重く受け止め、町長の給料減額のための改正条例を 6 月 2 1 日の阿賀町議会 6 月第 1 回会議に上程し、可決されました。

○町長：給料月額 100 分の 30 を 3 か月減額（令和 5 年 7 月～9 月分）

5 刑事告訴

刑事告訴するため、告訴状の作成等を弁護士に依頼しています。

6 事件の原因について

(1) 水道事業会計担当者の固定化

平成 24 年度から令和 4 年度まで、異動のないまま元職員一人に水道事業会計を担当させていた。

(2) 会計処理上の問題

水道事業会計処理が建設課内で完結する仕組みの中で、元職員が小切手帳及び公印を自由に使用できる状況にあった。

(3) 内部統制の問題

管理監督職員等が、水道事業会計規程に定めるとおりの職務を行わず、預金通帳、小切手帳、印鑑の管理責任、使用に対するチェック機能を果たしていなかった。

7 再発防止の取組み

事件発覚直後（5月30日）からの対応

従 来	現在の対応
水道事業会計担当職員が支払伝票等の作成、小切手の金額記入・押印まで一人で行い、建設課内で完結していた。	水道事業会計担当職員が支払伝票等の作成、小切手への金額記入までを行い、建設課長が確認のうえ押印している。



水道事業会計処理の抜本的な改善（8月1日から）

建設課	出納室
建設課では支払伝票等の作成・審査までを行う。	出納室では、建設課で審査済みの支払伝票等の金額を確認し、小切手への金額記入・押印を行う。

8 終わりに

あらためまして町民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1日も早い信頼回復に向けて、全力をあげて取り組んでまいります。